

生駒市農業委員会規則第1号

生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月18日

生駒市農業委員会会長 井上良作

生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則

生駒市農業委員会規則（昭和46年12月生駒市農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（立入調査をする委員又は職員の証票）

第13条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第2項に規定する証票は、次のとおりとする。

（表）

農業委員証 農業委員会事務局職員証		第 号
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
上記の者は、生駒市農業委員会の〇〇であることを証する。		
年 月 日		
生駒市農業委員会		印

(裏)

注 意

- 1 この証明書は、農業委員会等に関する法律第29条第2項に規定する証票である。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、農業委員会の委員又は職員でなくなったときは、速やかに返還しなければならない。

備考 寸法は、縦5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成26年7月20日から施行する。